

平成30年度第1回広島県子ども・子育て審議会議事録概要

- 1 日 時 平成30年9月6日(木) 10時から11時30分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県北館2階 第一会議室
- 3 出席委員 坂田委員, 片元委員, 綿貫委員, 住田委員, 栢野委員, 重道委員
員
鷹野委員, 村若委員, 三上委員, 藤田委員, 佐々井委員
石黒委員, 七木田委員, 森委員,
甲斐委員(代理), 新原委員(代理), 平谷委員(代理)
- 4 議 題 (1) 会長の選任について
(2) 会長職務代理者の氏名について
(3) 部会の委員構成について
(4) 平成29年度ひろしまファミリー夢プランの進捗状況について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局子育て・少子化対策課夢プラン推進グループ
TEL(082)513-3171(ダイヤルイン)
- 6 会議の内容及び質疑応答
 - (1) 開会(事務局)
 - (2) 健康福祉局子供未来応援部長あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 定足数確認
委員総数22名のうち14名が出席しており, 広島県子ども・子育て審議会
条例第6条第2項により, 定足数を満たしていることを確認した。
 - (5) 議事
 - ア 会長の選任について
広島県子ども・子育て審議会条例第4条第1項の規定による会長の選任
について, 栢野委員が七木田委員を推薦し, 異議がなかったため, 七木
田委員が会長に選任された。
 - イ 会長職務代理者の指名について
広島県子ども・子育て審議会条例第4条第3項の規定による会長の職務
代理者について, 七木田会長が澤田委員を指名した。
 - ウ 部会の委員構成について
広島県子ども・子育て審議会条例第7条第2項の規定による部会に属す
べき委員について, 会長により指名された。なお, 来年度, ひろしまフ
ァミリー夢プランを改定することになっており, 今後の部会のあり方等
について検討することになっている為, 「幼保連携型認定こども園審議
部会」の委員のみ指名した。

幼保連携型認定こども園審議部会委員

坂田委員，綿貫委員，住田委員，甲斐委員，新原委員，七木田委員

また，広島県子ども・子育て審議会条例第7条第3項の規定による部会長の指名について，前回からの継続とし，次の委員が会長に指名された。

幼保連携型認定こども園審議部会：七木田委員

エ 平成29年度ひろしまファミリー夢プランの実施状況について
配布資料について事務局から説明した。

オ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

カ 「イクちゃんこども応援プロジェクト」について

【質疑応答】

資料1「平成29年度ひろしまファミリー夢プランの実施状況」について

(石黒委員) 「77 暴力行為発生件数」について，ここの件数は千人当たりの発生件数だと思うが，昨年度は，小学校は2.9，中学校は8.1，高等学校が2.1ではないか。

(事務局) 昨年度公表している数字は，国公立を含めた数字になっている。今回は公立だけになっているため，そのような違いになっている。

(村若委員) 第2節「33 広島県こども夢基金への応募数」だが，これだけ少ないのはもったいないと思う。この助成は人件費に充てることも可能なのか。

(事務局) 広島県こども夢基金の活用助成事業ということで，中高生・大学生といった若者による学習支援や農業体験支援といった活動等に使用している。10万円という中で，例えば有識者といった講師を呼ぶ費用，交通費，報償費，謝金，旅費，あと若干の消耗品を対象としている。若者が対象という中で伸び悩んでいるが，大学や高校等に周知するよう取り組んでいる。

(重道委員) 第2節の「24 待機児童数」について，この問題は，こうした話し合いの中でも最も大きなテーマの一つではないかと思う。

様々な努力をしていただいている中で，潜在保育士をどのように顕在化させるかの取組についても，いわゆるマッチング事業等も色々とされていると思うが，目標が達成できたからいいというのではなく，達成できてもなおこれだけ（待機児童が）あり続けており，更なる努力をしていかないといけないということを逆に示していると思う。今後の方針の中では，潜在保育士の顕在化が大きなテーマであり，そこについて，施策があってもいいのではないかと思う。

もう一つは，保育所に対する支援の中で，どうしてもこれまでの対象が認可保育園，あるいは認可の小規模保育等で，基本的に認可事業を中心にしているが，昨今では，待機児童解消の中で，企業主導型といった認可外の役割が非常に大きくなっているのが，県の中でも自治体の実情だと思う。

その意味では、処遇改善など色々な取組みを、企業主導型も含めた認可外保育施設に対しても、同等に向けることが待機児童解消に大事なことだと感じるので、そのことについての県の考えを聞きたい。

(事務局) 待機児童については、ご指摘のとおり大きな問題で、県としても様々な取組を進めているが、なかなか解消に至っていないのが現状である。潜在保育士については、昨年度末、本年3月に県としては、国から保育士名簿、保育士免許を持っている方の名簿をいただき、それによって保育士の掘り起こしをかけている。潜在保育士の数が2,500人あまりいて、名簿の活用に同意いただいた方についてはバンクの案内をするという取組を進めているが、まだまだ免許をお持ちの方全体に対して、なかなか声が届いていないというのは感じている。そのような方に声を届けるにはどうしたら良いか引き続き検討していかねばとといけないと考えている。

もう1点、企業主導型等の認可外保育施設について、まずは全体の数を増やすということで、認可の施設について、市町とともに受け皿の確保及び保育士の確保を進めているのが現状である。企業主導型保育については、内閣府で助成金があり、その助成金への応募についてもかなりの数をいただいております。確かに待機児童の解消にも大変プラスになっていると思っておりますが、行政として、まずは、認可保育施設の整備を中心に進めていきたいと考えている。認可外保育施設についても、一定の役割を果たしていただいていると認識しているが、まずは認可の施設と考えている。

(平谷委員代理寺西氏)

待機児童について、今後の方針で、保育所全体の勤務労働条件の向上が記載されているが、具体的にどういった内容を検討されているのか。

(事務局) 今仕組みを組み立てているところだが、「ハタラクほいくひろしま」という名称で、県のホームページの立ち上げ等を準備している。中身としては、学生が就職活動をするにあたって、保育所の勤務労働条件をまとめて検索できるサイトがないため、県の方でそれを立ち上げて、勤務労働条件等がわかるようにすること。もう1つのポイントとしては、働いておられる保育士のアンケートをもとに、働きやすさを示すレーダーチャートが掲載できないかということで工夫をしている。働いておられる先輩保育士の声だとか、そこでの思いといったものをアンケートの結果を集計する形で、見える化したいと思っている。あわせて、保育の現場で働いておられる方の声なども掲載して、現場の実態を知っていただくページにしたいと思っている。

(平谷委員代理寺西氏)

ここからは意見になるが、私も子供を認可保育園に預けていて、保育士が朝から晩まで働いて、昼休みの間も連絡帳を書いたり、間に行事の用意をされたり、ものすごくきめ細やかな配慮をされているのを実際に見て感じてい

るところ。労働条件を考えるにあたっては、一番とは言わないが、やはり経済的な所はとても大事なので、保育士の中にも男性保育士は女性保育士に比べて圧倒的に少ない。経済的な面も影響しているのではないかと思うこともあるので、行政の援助で最終的に保育士の給与所得が増えるような形につながっていけば、そこも一つの大きなポイントになるのではないかなとは考えている。

(住田委員) 待機児童対策ということで、受け皿の話がでていたが、我々の現場の私立幼稚園も、文部科学省が2歳児の受け入れということで、色々な研究をされており、今後2歳児の受け入れということが私立幼稚園でも可能になってくる。我々も積極的に取組もうと思っているが、私立幼稚園のことも念頭に入れて、今後ぜひ活用してほしい。

(事務局) 国の方の条件を踏まえながら、状況を見て、引き続き検討する。

(事務局) 保育担当課としても、非常にありがたいと思っている。学事課と連携して一緒にやっていきたい。

(甲斐委員代理中田氏)

保育士の働き方の話があったが、働き方の周知をすることも大事だが、それが叶うような運営の仕方の部分での補助、助成も少し出るといい。取組の中でも人材確保事業、マッチングなど行われているが、潜在保育士についても、まだまだ勤めておられない方もいると思う。そこをプラスして大学との連携、養成校との関係性の中で、大学の卒業生が現場に入る方が減っているのが事実だと思う。そこを何とか掘り起こして、増やしていくようなこと、処遇の問題、賃金の問題、奨学金が返せなくて保育士の仕事をあきらめて大きい会社の一般職に入るという方も、まだまだいると思うのでその部分は、検討していただきたい。奨学金制度も他県でも行われているので考えていただきたい。

もう一つ、待機児童が206人いるということも大変深刻な問題である。この中で、日本国籍でない子供たちはどれくらいいるのか。そのあたりをどう考えているのか。おそらく広島市内でも、中国人や韓国人など、日本以外の国籍をお持ちの方で保育園等に通園される方がいる。この方々にどれくらいケアができているのか。今後、外国人の子供たちが増えてくるので、行政がどう取り組んでいくのか、指針等があれば教えていただきたい。

(事務局) まず1点目、大学、養成校との連携だが、県では、定期的に県内の養成校の皆さんと意見交換をする会議を設けている。養成校の皆さんに集まっていたら、保育の現場とともに、学生が集まっている養成校の方々との連携を進めている。確かに保育士の資格をとっても、実際に保育の現場に入る方が約4割というデータもあり、言葉を選ばずに言うと、もったいない。せっかく資格を取っていただいたのに現場に来ていただけていない実態は、なんとかしなければと思う。その一つとして、先ほどもご紹介した、

魅力ある保育所づくり推進事業を立ち上げた。処遇改善については、国の方で処遇改善事業を実施しており、一定の効果は出てきていると思っているので、県としては、処遇改善そのものではなく、働き方での事業建てをしているところ。

2点目、外国籍の子供については、データを持ち合わせていない。現在は、そういった統計をとっていない。ただ、昨年度、東広島市の幼保連携型認定こども園に訪問した時にも、非常に多くの外国籍の子供がいて、現場の保育士の方々も様々な対応を工夫されているという話を聞いた。市町によっては、伝える言葉の例が多いものに関しては、日本語と英語なり中国語なりでの、様々な言葉でのハンドブックみたいなものを作成していると聞いている。言葉の壁で入っていないということがあるのかどうかは、承知をしていないが、例えば、保育の申し込みをされた方を個別にサポートする保育コンシェルジュを配置いただいているのが、広島市等県内3市あるので、そうしたきめ細やかな対応は、窓口でしていただいていると考えている。

(会長) 中田さんは全国組織に関わっておられるので、全国的な動きで外国人のお子さんの入園といったあたりで情報提供いただくことがあるか。

(甲斐委員代理中田氏)

外国人籍の子供たちを保育の中でどうするかというのは、局所的に出ている状況。私が前広島にいた時、基町保育園の状況をお話しさせてもらったことがあった。半数近く外国人の方が入っている。東京で言えば、港区六本木あたりでは、欧米の子供たちが増えてきている状況である。インターナショナルスクールに行くこともあるが、入園してくる子どもも多くなっている。企業主導型の対応の中で、外国人の子供を多く受け入れるような対応をしている保育所も出てきている状況である。次に何が出てくるかというと、おそらく日常保育の中でどこまで対応できるかということになってくる。各園で状況にあわせて、例えばハンドブックを作るというのは大切なことで、できることだと思うのだが、おそらくこれは、数年経てば、社会的な問題として大きく出てくるのではないかと考えている。

(綿貫委員) まず、保育士不足の問題であるが、県の方で、保育士不足解消のために、県と広島市が一緒になって就職ナビや、保育士バンクを立ち上げて、希望者と採用したい方とのすり合わせをやっていただいている。そういうことをここ何年かやっていき、県としても一生懸命やっていただいていると思っている。ありがたいと感謝している部分であるが、それでも保育士は足りない。呉市の方でも、保育士の掘り起こしを努力していただいているが、なかなかいない。これ以上何をしたらいいのか、非常に難しい問題だと思っている。給料を上げたり、休暇が多くあれば保育士になるのか、そういう問題でもないと思う。仕事が大変、やるが大変、汚い、3K

と言われている。例えばパートで希望される方がいるが、まず扶養の範囲内、時間は3時間か4時間、週に2回か3回、そういう人が多い。そういう人たちをたくさん雇って回していくのも可能だが、それでは、現在行っている長時間保育は困難である。呉市の場合は、保育士が足りないので、定員割れしていても子供を預からない保育所が出てくるのではないかと思っている。

では待機児童をなくすために施設をたくさん作るよう言われているが、本当に可能なのかと思う。以前新聞に出ていたのは、施設を作ったけれども保育士がいなくて開園できないというものであった。待機児童のために施設をたくさん作る方法が、本当にいいのかわからない。国の施策が今の状況で本当に正しいのか。広島県として待機児童を解消するために施設を作れ、無認可でもなんでも預けろという方針でいくのか、広島県では必ずこの基準だけは守って子供を預かります、だから施設としてはここまでですよとやっていくのか、それは皆さんで決めていただく。どうしても待機児童を解消したいと皆さんが言われるのであれば、無認可でもなんでも作っていただければいい。ただし保育士はいないので、全部保育士資格のない人を雇わなければ仕方がない。それでいいかどうか、それを広島県民として認めるかどうか、それは皆さんの考え次第である。私たち保育する側とすれば、ある程度の基準を持って、子供の安全性、親の安心感を担保していきたい、それだけは譲れないと思っている。

(事務局)

待機児童数 206 人、毎年ゼロを目指しているにもかかわらず毎年3桁が続いているということで、非常に大きな問題であり、あくまでゼロを目指すのかということに関しては、入所を希望されている方への支援は必要であると思っている。ただし、その時に、何でもいいからとにかくゼロになればいいというふうには思っていない。

契機は無償化の議論の時であったけれども、県としては無償化に伴って、保護者の負担が軽減されるということだけではなく、質の確保、量的拡大の3つのベストミックスさせることが必要であるというふうに繰り返し国の方には提言をしており、量の確保だけ、負担の軽減だけを目指していくのではなく、そこには質の確保がセットであるということは認識している。そのために、保育士、保育資格をお持ちの方が働きたいともう一度思っていたような取組を目指したい。

(片元委員)

第3節の「42 男性の育児休業の取得率」について、現状が 5.3%で平成31年度に 12.0%を目指すということで、やや遅れという進捗状況になっているが、かなり厳しい数字だと思う。やや遅れということは、現状の取組を改善強化すれば目標の達成が見込めるところで、今後の方針を、県奨励金の活用及び国の支援制度の周知などに引き続き取り組むということになっているが、私がこの4月にUターンで広島に帰ってきて、

前の県でもこういう委員をしていたが、どこの県とか自治体でも奨励金とか国の支援制度の周知というところはもちろん掲げられている。これ以外に広島県で特に強化していくということが何かあるか。

(事務局) 男性の育児休業取得の促進については、いきいきパパの育休奨励金と、登録制度、事例集を作成し、先進的な取組をされている企業の紹介と育児休業を取られた方の紹介をしている。あと、直接男性の育児休業というところではないが、働き方の見直しという点で広く、柔軟な働き方を取り入れていただくということと、休暇をとりやすくする取組、全般的な働き方改革の推進、見える化を実施している。

(片元委員) 男性の育児休業取得率を追っている自治体はすごく多い。ただ、私自身育児休業を取ったが、取ったらすごく不安になったり、だからといって育児休業を妻の方に取ってほしいと望んでいるかということもそうでもなかったり、企業は取らせたくなかったり、取らせなかったり、色々なところでミスマッチが起きている気がする。育休取得率を追うのは大事なことだと思うし、育休が取れる環境にするのはもちろん大事なことだと思うが、育休を取れるのが当たり前になると同時に、先程話されたとおり、色々な柔軟な働き方ができるようなところで、もっと働きやすい職場にするということにシフトしていただきたい。

(新原委員代理山本氏)

行政側というスタンスで、先ほどの3ページの待機児童対策について、2点ほどお願いがある。遅れの理由にある整備補助、これについては、安心保育基金の方から財源を確保していただくとともに、基金の確保、増額をお願いしたい。各市町の体制整備、保育所が認定こども園に移行するときの準備だけは、お願いしたい。

もう1点は、今後の方針にある、1、2歳児の受け入れ促進事業であるが、これも平成30年度から新たに始められた施策で、対象が待機児童が発生した市町となっているが、先ほどあった幼児教育の無償化が始まると、様々な潜在需要が喚起されるため、出来れば、1、2歳児を受けいれている保育所であれば、待機児童が発生しているところ以外にも対象範囲の拡大ができないか検討していただきたい。例えば、0歳児であれば、一人で3人を見なくてはならない、2歳児であれば6人見なくてはならない。たくさん保育士が必要になる。

(事務局) 県としても色々な施策を打ち出しているが、市町の協力あっての事業だと思っている。この事業は、今年度始めた事業であり、実施していく中で声を聞きながら、今後の取組を進めたい。

(石黒委員) 親の働き方をどう考えていくかが問題だと思う。第3節の「女性の働きやすさの日本一への挑戦」のところで、次世代法、それから女性活躍推進法、それぞれの特定事業主行動計画、一般事業主行動計画が作られ

ていると思うが、広島県においては、義務化されていないところでも、とにかく作ろうという方針はありがたいが、一般事業主行動計画はまだ半分で、なかなか進まない要因は何なのか。全国的にいて、事業主行動計画を作る段階で、広島県は結構遅かった。義務が課せられているところは100%いつているのか。

(事務局) 次世代法的一般事業主行動計画は、100人以上の事業主様は義務化されており、ほぼ100%の企業が策定している。ただ100人以下の所は努力義務になっており、まだ半分ちょっと超えたくらいである。ただ実態としては、計画は立てていないが取組は進めているという企業もあると思う。県に相談があれば、その都度策定についてのアドバイスをし、県の方も企業訪問を年間900社程度しているので、その中で、こちらからも提案をし、この策定については進めているところである。

(石黒委員) 作ればいいというものではないと思う。作ってどういう取組をしたか、そこに結びつかないと何の意味もないので、やはりその働きかけをやっていただく。できているところに対してもやっていただきたいと思う。

(森委員) 医院で病児保育をやっているが、広島市の保護者のニーズ調査でも病児保育が一番であり、4～5年前に、日本医師会が行った女性医師に対する調査でも保育サービスの何が一番いいかというのも病児保育であった。やはり女性が働く場合保育所も必要だが、1歳、2歳の子が保育に入ると、片っ端から発熱する。うちの病院も4月は1歳児の子がいっぱい病児保育を利用する。病児保育は必要だと思うが、保育士にはいろいろプラス加算が付いているらしいが、病児保育は市町村事業で委託事業であり、その委託料は国がほぼ決めていて加算がないので、うちの施設に限らず、広島の病児保育施設が保育士を求めても、一般の保育所の方が処遇がいいので、そちらへ行って、保育士の確保ができず、希望があっても受け入れられない状況がある。一般の保育所の保育士の処遇改善と同じように病児保育についても配慮いただけるように国にお願いしていただきたい。

(事務局) 確かに今、待機児童ということで焦点があたっており、保育士の処遇改善がクローズアップされているが、病児保育や放課後児童など、様々なところでの保育士の活躍の場面がある中で、まずは待機児童解消というところに施策が集中している。おっしゃるとおり、病児保育は非常に大切な施策だと思っており、これからの対応を県の方で検討する。

【意見交換】

(会長) 面前DVの対策は何かされているのか。

(事務局) 面前DVも増えてきており、現在の対応の状況としては、資料「広島県の児童虐待相談等の状況について」の2の児童虐待相談の処理状況に

あるとおり、面前DVの場合には、親子分離をするよりも、施設入所や里親等委託の右の児童福祉士指導、継続指導など指導助言で対応しているのが大半である。面前DVの件数が半数を超えているので、それに手を取られてよりきめ細かな支援をしないといけないものに十分対応できないのではないかと思う。

現時点で、具体的に面前DVとそれ以外のDVの対応のすみ分け、県・市町とのすみ分けという具体的な話は進んでいない。面前DVの場合、警察からの報告が圧倒的に多いが、これだけ件数が増えて、その件数に見合った対応が十分でないという状況がある中で、会長が言われたような、こういったすみ分け整理ができるかは今すぐお答えすることは出来ないが、少なくとも重篤な事案に対して対応ができない、おろそかになることがあってはいけないので、こども家庭センターや関係機関、場合によっては警察も含めて、検討していきたい。

(平谷委員代理寺西氏)

心理的虐待の中でも面前DVは、母親に対する暴力などを目の前で見ていて子供に心理的影響が出てくるものなので、配偶者の暴力をどう改善していくかが問題であり、保育所だけではおそらく対応しきれない。現在、DVの加害者側をケアするプログラムがなく、あっても実効性がない。DVの加害者は加害意識がないので、暴力を振るっていない又は理由があるから暴力を振るっても良いと考えていて、自分がプログラムを受けないといけないという認識を持っていない人が多く、プログラムがあってもなかなか実効性がないのが現状。有効な対策としては、夫婦を引き離し、子供を安全な場所に置くというのが一番簡単で一番わかりやすいケアではあるが、できれば加害者側のケアができて、同居が維持できれば、それも一つの手である。重篤なものについては、すみやかに引き離しを行うことが大事だが、大人側のケアも引き続き連携する必要がある。

また、参考資料4の「児童虐待相談等の状況について」の児童虐待の処理状況に一時保護の件数も一応挙げたほうが、児童相談所がどのような活動をしているかわかりやすいのではないか。

(事務局)

外の連携については、事案の程度にもよるが、広島県の場合、こども家庭センターの中に相談所と児童相談所とがあるので、そういったケースの方が来られれば、言及をして取り組んでいく。また加害者更正というところについては、非常に効果として現れるのが難しい。

先日9月3日に広島県全体のDV関係の連絡会議が開催された。そこで佐賀県で加害者更正の実践をしている所長にお話しをしていただく場を設けた。成果としては数件しか出ていない。やはり加害者が自分が悪かったという認識がない、そのような方を変えていくというところで大

変な苦勞をしているというお話をお聴きした。ただ、そういったことをもちろんしていかないといけないので、ネットワーク会議や研修の場でそうしたプログラムを入れていきたいと思う。

そもそもDVを無くすためには、若い時から異性間の暴力はいけないということ、中学生、高校生、大学生にわかってもらわないといけないということで、平成28年度にDV防止基本計画を改定し、若年層への意識啓発を重点項目に掲げ、県内の高校、専門学校、大学に協力をお願いし、デートDVに対する意識調査を行っている。平成28年度が第1回だが、その時よりも、どんな場合でも暴力に当たると子供たちが徐々に増えてきているという状況である。そういったところにも力を入れていきながら、DVに発展しないような形にも取り組んでいきたい。

親子分離の件について、様々なケースがあるが、児童相談所の対応の仕方の基本として、まず親子に寄り添うことが基本となる。子育ての仕方がわからないとか、発達障害の持つ子供でどう対応したら良いのかわからないので、つい手を挙げてしまったという方もいるので、まずは面接のときに寄り添うことから始めることを基本としている。もちろん生命の危険がある場合は、緊急の一時保護をするという場合もある。ケースバイケースで対応している。児童相談所の方には介入も求められているが、親子再統合も求められていて2つのことを一か所でやっていく難しさはあるが、児童相談所の基本は親と子供に寄り添ってやっていく。

(森委員) 虐待の件で、教育委員会は虐待防止、自分の命を守る、次世代の命を守るという教育にはどのような取組をされているか教えていただきたい。

(事務局) 虐待等が疑われる事案を把握した際には、児童虐待防止法を踏まえて対応し、通告ができるように管理職や生徒指導主事などに研修等を行っているが、児童生徒への教育ということになれば人権教育や道徳教育というところで命の大切さや、男女の働きというところを教育している。

(森委員) 学校現場の中だけではなく、外の講師を入れるなど、子供の健康・命を守る教育を進めていただきたい。

(配布資料)

次第、委員名簿、配席図、県職員出席者名簿
資料1 平成29年度「ひろしまファミリー夢プラン」実施状況